

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

地域のプラットフォームとして、グループ各社や連携業者・団体と一緒にになってお客様の経営課題やニーズに対してソリューションを提供し、お客様の事業価値向上に貢献してまいります。

- b. 専門人材マッチング

後継者不足、DX 人材不足などのお客様の重要経営課題である「ひと」に関するニーズに対し、適切な人材の紹介・マッチングに努めてまいります。

- c. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

お客様が具体的に温室効果ガス排出量の削減に取組むことができるよう、コンサルティングの実施や資金供給を積極的に行い、地域全体の脱炭素化へ繋がるように取組んでまいります。|

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。|

3. |その他（任意記載）

当行は「地域・お客様・従業員と分かちえる豊かな未来を共創する」という経営理念のもと、さまざまなステークホルダーとの対話にもとづき、環境や社会の課題に長期的視点で向き合い、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出します。|

[2026年1月21日]

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社中国銀行

企 業 名

取締役頭取 加藤 貞則

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。